

## 広報きんこうに掲載する 有料広告を募集します

本庁企画課（広報統計係） 電話 0994-22-3032

町では、企業などの活性化及び財政収入の確保を図ることを目的に、広報きんこうに掲載する有料広告の募集を行います。

町内外の企業、事業所のほか、個人、団体からの広告にもご利用いただけます。

広告例)

- 企業などの宣伝広告
- 企業などの求人広告
- 臨時的なアルバイト募集  
(農繁期の手伝い募集など)
- 商店などのイベント告知 など

### 掲載できる広告は次の事項に 該当しないものに限りです。

- 1 町の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- 2 法令または条例若しくは規則に反し、又は反する恐れのあるもの
- 3 公序良俗に反し、又は反する恐れのあるもの
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- 5 貸金業の規制等に関する法律第2条の適用を受ける業種に該当するもの
- 6 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの

るもの

- 7 誇大表示、不当表示その他の表現方法等が不適切なもの
- 8 その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

### 広告の掲載規格など

- 1 枠あたり縦50ミリメートル、横87ミリメートルとし、1広告あたり4枠を限度とします。
- 2 広告枠数は毎月10枠とします。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。

### 広告掲載料

- 1 枠あたり月額5,000円

### 広告掲載の申し込み方法など

掲載を希望される方は、広告

掲載申込書に広告案を添付して、掲載を希望する広報紙発行日の前月7日までに本庁企画課または、支所地域振興課へ提出してください。ただし、次号6月号掲載分については、5月19日（金）までに提出してください。広告掲載申込書は、本庁企画課、支所地域振興課に準備してあるほか、錦江町ホームページからダウンロードできます。掲載申込書が提出された場合は、内容を審査し、掲載の可否をお知らせします。

その他、詳しい事項につきましては、本庁企画課へお問い合わせいただくか、錦江町ホームページに掲載してある「錦江町広報紙有料広告掲載に関する取扱要綱」をご覧ください。

### 広報きんこう概要

毎月第2木曜日発行。（場合により第3木曜に発行）1月号のみ12月の最終週に発行。14ページ、フルカラーで、毎月4,500部発行し、町内各戸へ配布しているほか、町外の個人、町内外の官公署など約500件へ送付。また、錦江町ホームページで閲覧可能。

錦江町ホームページ  
<https://www.town.kinko.lg.jp/>

広告枠の規格と掲載料

枠数	サイズ（縦×横）	金額（月額）
1 枠	50 mm × 87 mm	5,000 円
2 枠横	50 mm × 177 mm	10,000 円
2 枠縦	105 mm × 87 mm	10,000 円
3 枠	159 mm × 87 mm	15,000 円
4 枠横	105 mm × 177 mm	20,000 円
4 枠縦	214 mm × 87 mm	20,000 円

掲載する広告文章などは広告依頼者が作成することになります。

1 枠（実寸大）

## 広告募集中

サイズ 50 mm × 87 mm  
金額 5,000 円

2 枠（実寸大）

## 広告募集中

サイズ 50 mm × 177 mm  
金額 10,000 円